

令03原機（環保）012
令和3年12月23日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

定期事業者検査報告書 (定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第29条第1項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の原子炉施設〔重水臨界実験装置(DCA)〕の定期事業者検査を開始しますので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第29条第3項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 : 理事長 児玉 敏雄

2. 試験研究用等原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地

名称 : 大洗研究所
所在地 : 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象 : 重水臨界実験装置(DCA)
(廃止措置計画に定める性能維持施設に限る。)
検査の方法 : 別添1「重水臨界実験装置(DCA)の定期事業者検査の計画」
のとおり
検査の期日 : 令和4年3月24日～令和4年3月31日

4. 予定の概要

別添1「重水臨界実験装置(DCA)の定期事業者検査の計画」のとおり

添付書類

1. 定期事業者検査の計画（第1号）

○定期事業者検査に係る工程

別添1「重水臨界実験装置（DCA）の定期事業者検査の計画」に廃止措置計画で示した性能維持施設の項目並びに性能維持施設の定期事業者検査の項目及び検査実施予定時期を示す。

○当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。

○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

別添1「重水臨界実験装置（DCA）の定期事業者検査の計画」に廃止措置計画で示した性能維持施設の項目並びに性能維持施設の定期事業者検査の項目及び検査実施予定時期を示す。

○前回の定期事業者検査からの変更点

別添2「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）重水臨界実験装置に係る廃止措置計画の変更の認可について（原規規発第2106255号令和3年6月25日）」に伴い、消火設備及び照明設備を性能維持施設に追加した。別添1「重水臨界実験装置（DCA）の定期事業者検査の計画」に追加した性能維持施設の定期事業者検査の項目及び検査実施予定時期を示す。

2. 試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標（第2号）

○試験研究用等原子炉施設の施設管理目標

別添3「令和3年度DCA施設管理目標」のとおり。

○施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

重要度が高い系統がないため該当なし。

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期及び期間（第3号イ）

本文3. 検査の期日のとおり。

ロ 試験研究用等原子炉施設の工事の方法及び時期（第3号ロ）
該当なし。

ハ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、
実施頻度及び時期（第3号ハ）

別添1「重水臨界実験装置（DCA）の定期事業者検査の計画」及び別添5
「重水臨界実験装置設備保全整理表及び検査要否整理表」のとおり。

ニ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保
のための措置（第3号ニ）

別添4「令和3年度DCA施設管理実施計画」の第6条のとおり。

4. 第三条の九第二項に規定する判定方法に関すること（第4号）

「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持
するかどうかを判定する方法として、これまでの点検等の実施頻度及び結果を考慮
して判定する方法を実施し、点検頻度である「12ヶ月」を一定の期間とする。

5. 前回の定期事業者検査において提出した前四号に掲げる事項を説明する書類の内 容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類（第5号）

別添2「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）重水臨
界実験装置に係る廃止措置計画の変更の認可について（原規規発第2106255号令和
3年6月25日）」に伴い、消火設備及び照明設備を性能維持施設に追加した。別
添1「重水臨界実験装置（DCA）の定期事業者検査の計画」に追加した性能維持
施設を示す。

6. 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について 評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類 (第6号)

該当なし。

7. 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内 容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、第三条の九第 三項各号に掲げる事項について記載した書類（第7号）

一 試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果

から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

該当なし。

二 試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
該当なし。

三 試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績結果（当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）
該当なし。

重水臨界実験装置（DCA）の定期事業者検査の計画

施設区分	設備等の区分	構成品目	検査項目	検査実施予定時期
原子炉本体	燃料体	燃料要素	保安記録確認(外観)	令和4年3月
	放射線遮蔽体	普通コンクリート	保安記録確認(外観)	令和4年3月
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	核燃料物質 取扱設備	燃料体組立設備 燃料体運搬設備	保安記録確認(外観)	令和4年3月
	核燃料物質 貯蔵設備	燃料貯蔵庫（A） 燃料貯蔵庫（B）	保安記録確認 (外観、貯蔵能力)	令和4年3月
放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物 廃棄施設	管理区域（A）系統、 管理区域（B）系統	保安記録確認 (作動、フィルタ捕集効率、 処理能力)	令和4年3月
	液体廃棄物 廃棄設備	廃液タンク	保安記録確認(外観)	令和4年3月
	固体廃棄物 廃棄設備	廃棄物保管庫 保管廃棄施設	保安記録確認(外観)	令和4年3月
放射線管理施設	屋内管理用の 主要な設備	エリアモニタ ガンマ線エリアモニタ ダストモニタ 炉室用 β (γ) ダストモニタ	保安記録確認 (警報)	令和4年3月
	屋外管理用の 主要な設備	排気口(A) α ダストモニタ 排気口(A) β γ ダストモニタ 排気口(A) ガスモニタ 排気口(B) α ダストモニタ	保安記録確認 (警報)	令和4年3月
原子炉格納施設	—	炉室 排気ダンバ 炉室内クレーン	保安記録確認 (外観、作動)	令和4年3月
その他原子炉 の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	保安記録確認(外観、作動)	令和4年3月
	その他の 付属設備	消火設備*	保安記録確認(外観、作動)	令和4年3月

*追加した性能維持施設

原規規発第 2106255 号
令和 3 年 6 月 25 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）重水臨界実験
装置に係る廃止措置計画の変更の認可について

令和 2 年 6 月 12 日付け令 02 原機（環保）001 をもって申請（令和 3 年 3 月 12 日付
け令 02 原機（環保）012 をもって一部補正）があった標記の件については、核原料物質、
核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 2
第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき認可します。

様式-2 (1)

令和3年度 DCA施設管理目標

承認	確認	協議	策定
所長	環境技術開発 センター長	放射線 管理部長	環境保全部長

【改定履歴】
制定： 制定日 令和3年3月31日 施行日 令和3年4月1日
改定： 改定日 令和 年 月 日 施行日 令和 年 月 日
理由

(通知先：放射線管理部長)

施設管理目標	施設管理方針		達成レベル (達成のための施策)	達成状況及び評価
施設管理目標	施設管理方針	目標値	達成レベル (達成のための施策)	達成状況：実施結果
①部長等の現場パトロールにより、施設・作業環境、作業の安全対策、作業者の行動等、課題を把握し、安全確保を確実にする。	「実施内容」 ①施設・作業環境、作業安全対策、作業者の行動等に対する気づき事項、課題が記録されていること。 ②パトロール終了後に気づき事項、課題が共有され、課題に対する処置の方針等が決定されていること。 ③課題に対する処置状況が確認されていること。	1回以上／四半期	「実施内容」 ①作業計画を策定した上で実施する。 作業について、「作業等に係る観察・評価実施要領」に基づき、マネジメントオブザーベーションの手法を活用した作業等の観察を実施していること。 ②作業観察の結果を部内関係者に情報共有していること。	「達成状況」：実施結果 〔評価〕 ①効果 ②課題
安全確保を最優先とする。 ②マネジメントオブザベーションの手法を活用した作業等の観察を実施することにより、現場力の強化を図る。	「実施内容」 ①作業計画を策定した上で実施する。 作業について、「作業等に係る観察・評価実施要領」に基づき、マネジメントオブザーベーションの手法を活用した作業等の観察を実施していること。 ②作業観察の結果を部内関係者に情報共有していること。	1回以上／四半期	「実施内容」 ①作業計画を策定した上で実施する。 作業について、「作業等に係る観察・評価実施要領」に基づき、マネジメントオブザーベーションの手法を活用した作業等の観察を実施していること。 ②作業観察の結果を部内関係者に情報共有していること。	「達成状況」：実施結果 〔評価〕 ①効果 ②課題
③施設管理実施計画を策定し、施設管理目標達成に必要な対応を行う。	「実施内容」 施設管理実施計画を策定していること。	実施の有無	「実施内容」 施設管理実施計画を策定していること。	「達成状況」：実施結果 〔評価〕 ①効果 ②課題
法令及びルール（自ら決めたことや社会との結束）を守る。	「実施内容」 施設管理実施計画の実施状況を確認し、計画見直しの要否等を検討すると共に、必要に応じて対策を検討・実施していること。	実施頻度	1回／四半期	「実施内容」 施設管理実施計画の実施状況を確認し、計画見直しの要否等を検討すると共に、必要に応じて対策を検討・実施していること。
④C A P情報等について、C A P会議等で関係者間と共有すると共に、必要に応じて議論する。	「実施内容」 情報提供及び相互理解に、不断に取り組む。	実施回数	1回以上／月	「実施内容」 C A P情報等(不適合管理、是正処置、不具合情報等)についてスクリーニングを行つて対応すると共に、C A P会議等で関係者間と共有していること。
⑤品質目標の計画に定めた経年化に係る施策を定期的にレビューするることで、継続的な改善を徹底	「実施内容」 保安業務（運転管理、施設管理等）の品質目標とその	実施頻度	1回／年	「実施内容」 品質目標の計画で定めた経年化に係る施策について、実施状況をレビューし、結果に応じて必要な改善を実施していること。

施設管理目標	施設管理方針	管理尺度	目標値	達成レベル (達成のための施策)	達成状況及び評価
する。	活動を定期的にレビューや、継続的な改善を徹底する。				②課題
◎施設管理(保全活動)の有効性評価及び改善 (半期ごと)					

様式－2（3）

令和3年度

DCA 施設管理実施計画

承認	同意	確認	策定	
環境保全部長	DCA廃止措置 主任者	放射線 管理部長	放射線管理 第1課長	環境技術課長



【改定履歴】

制定：制定日 令和3年4月1日 施行日 令和3年4月1日

改定：改定日 令和3年11月24日 施行日 令和3年11月24日

理由 機構ガイド（保全ガイド）を参考にした見直し、大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（QS-P12）の改定に伴う見直し及び記載の適正化

(通知先：放射線管理第1課長)

(目的)

第1条 本計画は、重水臨界実験装置(以下「DCA」という。)の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転に関する規則」(以下「試験炉規則」という。)第九条第1項第三号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第四号の定めに基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、大洗研究所(南地区)原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)第1編第13条【7.1 業務の計画】の定めに基づき、毎年度、当該年度に先立ち、「業務の計画」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、前項の計画の作成は、「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(QS-P12)」、「環境保全部の品質マネジメント要領」(以下「環境保全部QA要領」という。)、「業務の計画の管理要領(環境-QAS-01-05)」(放射線管理第1課長においては、放射線管理部の「業務の計画管理要領(放管部-QAS-01-05)」とする)に基づき行うとともに、必要な手続きを実施する。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、保安規定第4編第91条「修理及び改造」に係るDCAの建家又は設備若しくは機器の修理及び改造を行おうとするときは、「DCA施設管理要領(以下「施設管理要領」という。)」のうち「6.4 修理及び改造」により、「DCA修理及び改造計画書(様式-14)」を作成し、これに基づき業務を実施する。

2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、DCAの建家又は設備若しくは機器の修理及び改造並びに設備若しくは機器の新設が保安規定第4編第91条の2「使用前事業者検査」に該当するときは、環境保全部QA要領のうち「検査及び試験の管理要領(環境-QAM-08)」(放射線管理第1課長においては、放射線管理部の「業務の計画管理要領(放管部-QAS-01-05)」)に基づき、必要な手続き及び業務を行う。

3 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、第1項及び前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(QS-P12)」及び「調達管理要領(大洗QAM-02)」並びに環境保全部QA要領のうち「検査及び試験の管理要領(環境-QAM-08)」(放射線管理第1課長においては、放射線管理部の「業務の計画管理要領(放管部-QAS-01-05)」)に基づき、必要な手続きを行なう。

(第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 環境技術課長は、保安規定第4編第88条に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

2 放射線管理第1課長は、放射線管理マニュアル(放1-SR-01)に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

3 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、前項の巡視の実施に当たっては、「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(QS-P12)」並びに環境保全部QA要領のうち「業務の計画の管理要領(環境-QAS-01-05)」(放射線管理第1課長においては、放射線管理部の「業務の計画管理要領(放管部-QAS-

01-05)」とする)に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ニ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、DCAについて、保安規定第4編第87条の3【施設管理実施計画等の策定】第2項の定めにより、当該施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」(以下「保全計画」という。)を作成する。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の保全計画に記載する点検、検査の方法については、これらの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。また、点検、検査等の実施頻度及び時期については、第2条の「業務の計画」の記載に代えることができる。
- 3 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検、検査の実施に当たっては、「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(QS-P12)」及び「調達管理要領(大洗QAM-02)」並びに環境保全部QA要領のうち「監視機器及び測定機器の管理要領(環境-QAM-07)」、「検査及び試験の管理要領(環境-QAM-08)」、「重水臨界実験装置事業者検査対応マニュアル(環技-02-M-01)」、「重水臨界実験装置定期事業者検査マニュアル(環技-10-M-02)」及び「環境技術課測定機器等校正管理基準書(環技-07-M-01)」(放射線管理第1課長においては、放射線管理部の「監視機器及び測定機器の管理要領(放管部-QAM-06)」及び「試験・検査の管理要領(放管部-QAM-08)」)に基づき、必要な手続きを行う。
- 4 前項の検査の実施に当たっては、保安規定第1編第12条の4及び大洗研究所の「原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則」に基づき、検査の独立性を確保する。

(第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置)

第6条 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、DCAについて、第3条の工事及び第5条の点検、検査を実施する際、保安の確保のために措置を講ずる必要がある場合は、保安規定第2編第1章第3節【管理区域内の作業及び作業環境等】及び大洗研究所の「大洗研究所(南地区)放射線安全取扱要領」の定めにより、必要な措置を講ずる。

- 2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、前項の措置に当たっては、「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(QS-P12)」並びに環境保全部QA要領のうち「業務の計画の管理要領(環境-QAS-01-05)」(放射線管理第1課長においては、放射線管理部の「業務の計画管理要領(放管部-QAS-01-05)」)に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ヘ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価)

第7条 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、DCAに係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視の結果及び第5条の点検、検査の結果について、保安規定第4編第87条の5【保全活動の有効性評価及び改善】の定めに基づき、確認及び評価を行う。

- 2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認及び評価に当たっては、「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(QS-P12)」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善)

第8条 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、DCAについて、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、保安規定第4編第87条の5【保全活動の有効性評価及び改善】

の定めに基づき、必要な改善を行う。

2 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、前項の改善の実施に当たっては、「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書 (QS-P12)」並びに「不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領 (大洗QAM-03)」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 環境技術課長及び放射線管理第1課長は、DCAに係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、大洗研究所の「文書及び記録の管理要領 (大洗QAM-01)」及び環境保全部QA要領のうち「文書及び記録の管理手順書 (環境-QAS-04-01)」(放射線管理第1課長においては、放射線管理部の「文書及び記録の管理手順 (放管部-QAS-04)」)に基づき管理を行う。

附則（令和3年4月1日 環技-実施計画 制定）

この計画は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年9月30日 環技-実施計画 改定1）

この計画は、令和3年10月1日から施行する。

重水臨界実験装置 設備保全整理表及び検査要否整理表

大洗研究所
環境保全部
放射線管理部

承認年月日	承認	同意	確認	策定	
	環境保全部長 (施設管理統括者)	廃止措置 主任者	放射線管理 部長	放射線管理 第1課長	環境技術課長 (施設管理者)
令和3年12月20日					

設備保全整理表（重水臨界実験装置）

*：一部故障後交換あり、*1（ ）内は技術基準規則の該当条項

定期事業者検査要否整理表（重水臨界実験装置）

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、△場合による、 ○△同時確認、知見考慮、一該当な い。)	【定期事業者検査を行う場合の点検】 (点検の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
案	項目	ガイドの例*)	ガイドの例*)	自施設評価	
4	試験研究用等原子炉施設の維持	第四条 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合には、当該認可による廃止措置計画(同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による認可又は届出があつたこと)は、その後のもの(以下この条において同じ。)も、試験炉幹性能維持施設(臨界炉規則第十六条の六第一項第六号五の二第二十一号の性能維持施設をいう。)については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。	○	△ 知見考慮	原子炉建屋 ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば点検に反映する。
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設(船舶に施設するものを除く。第七条、第八条及び第九条第一項において同じ。)は、試験炉幹性能規則第三条第一項の地盤力が作用した場合においても、当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	○	○ 同時確認 ● 知見考慮	原子炉建屋 核燃料物質取扱設備 ・燃料本体取扱設備 核燃料貯蔵設備 ・燃料貯蔵庫(A) ・燃料貯蔵庫(B) ・燃料貯蔵庫(A) 溫水受升
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地盤力(試験炉幹性能規則第四条第二項の規定により算定する地盤力をいう。)による損傷により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならぬ。	○	● 同時確認 ● 知見考慮	原子炉建屋 ・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・設備ごとに第11条(材料・構造)に係る点検と同時に進行。 ・耐震重要施設がない場合は、定期点検は不要である。
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に及ぼすおそれがある津波(試験炉幹性能規則第五条に規定する津波を除く。)によりその安全性が損なわれるのでなければならない。	▲	—	原子炉建屋 ・斜面崩落に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期点検は不要である。 該当なし
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される自然現象(地盤及び津波による津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。	▲	—	原子炉建屋 ・津波に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期点検は不要である。 該当なし
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する車両に車両所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の動地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるもの)を除く。により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれるもの(故意によるもの)でなければならぬ。	▲	—	原子炉建屋 ・外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期点検は不要である。 該当なし
		3 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する車両に車両所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の動地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるもの)を除く。により試験研究用等原子炉施設の機能が損なわれるもの(故意によるもの)でなければならぬ。	▲	—	原子炉建屋 ・運転可能な船用原子炉施設ではない。
		4 試験研究用等原子炉施設は、航空機の離着により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	原子炉建屋 ・航空機衝突に係る保安施設や保安措置を要さない場合は、定期点検は不要である。

*)1) 機構共通ガイド(「保全文書の策定等に関するガイド」)

技術基準		「法令技術基準」要求事項		定期事業者検査を行う場合の点検	
案	項目	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△専時確認・知見考慮、-該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の点検】 (点検の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	ガイドの例*1 ●	自製評価 ● 保安記録確認	外観点検等(防護施設)、保安記録確認(防護措置) ・核物質防護規範において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定題 寸收況点検とともに実施する。	核物質防護設備
10	試験研究用等原子炉施設の機能の確認	○ ●	○ 同時確認 ● 同時確認	○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし
11	機能の確認等	○ ●	○ 同時確認 ● 同時確認	○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし
12	材料及び構造	○ ● ▲ ●	○ 同時確認 ● 同時確認 ● 同時確認 ● 同時確認	○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。 ○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。 ○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。 ○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし
13	遮蔽等	○ ● ● 保証記録確認 △ 知見考慮	○ 同時確認 ● 同時確認 ● 保証記録確認 ● 保証記録確認	○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。 ○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。 ○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。 ○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし
14	換気設備	●	● 保証記録確認	○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。 ○ 第31条又は第62条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係る点検と同時に 行う。 ● 評価する設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし

機械工具の発達とその歴史 (上)

技術基準		「法令技術基準」要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△同様認 し) ○△同様認 し)		【定期事業者検査を行う場合の点検】 (点検の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠		対象設備	
条	項目			ガイドの例*1)	自施設評価				
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造であり、かつ、逆流するおそれがない構造であること。	○ 同様認	● 保安記録確認	・設工記録査及び使用前事業者検査(施設設備)に係る点検と同時に行う。 ・第33条(廃棄物処理設備) 第33条(廃棄物処理設備)に係る点検条件確認(フィルタ交換)と同時に行う。	排気ダクト 排気ダンバ、バタフライ弁			
		三 ろ過装置を有する場合にあって、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同様認	● 保安記録確認	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工記録査及び使用前事業者検査(施設設備)と同時に行う。 ・第1号に係る点検条件確認(フィルタ交換)と同時に行う。	排気フィルタ			
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸いし難いように設置されたものであること。	○ 同様認	● 保安記録確認	・設工記録査及び使用前事業者検査(施設設備)に係る点検の保安記録確認と同時に行う。	給気口			
15	逆止め弁	第十五条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備(排気管及びに第十三条及び第十四条に規定するものを除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられない。ただし、放射性物質を含む流体を含む管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	—	—	・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし			
16	放射性物質による汚染の防止	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るようにならぬ。	△ 同様認	△ 同様認	・該当する設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし			
		2 試験研究用等原子炉施設は、逃げし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	—	—	・該当する設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし			
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路(海水に係るものであつて、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内外に開口部がないもの)を除く。以下この項において同じ。)の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものと、液体状の放射性廃棄物を廃棄するおそれがある施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)以外の施設であつて当該施設の放射性物質により汚染されるおそれがある部分に限る。)の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内外に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十五条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同様認	—	・設工記録査及び使用前事業者検査で確認する。	該当なし			
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であつて、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれもあるもの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	● 保証記録確認	● 保証記録確認	【保安記録確認(外観)】 ・建屋内の日常的な点検又は巡回の保安記録確認により行う。	原子炉建屋、炉室			
		第五十七条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならぬ。 一 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合には、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・設備ごとに設置許可審査及び設工認査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば点検に反映する。	該当なし			
17	安全設備	二 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下同じ。)が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであるること。ただし、原子炉格納容器その他多量性、多様性及び機能を有するこことなく試験研究用等原子炉(試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉)が施設に係る設備においては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・設備ごとに設置許可審査及び設工認査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば点検に反映する。	該当なし			

*1) 機構共通ガイド(「保全文」等の策定等に関するガイド)

技術基準		「法令技術基準」要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△当なし) ○同時確認・知見考慮、△該当なし		定期事業者検査を行う場合の点検 (点検の名称や項目は代表的なもの) △はその他の確認等に代える場合の内容・根拠		対象設備	
条	項目			ガイドの例*)	自施設評価				
	三 安全設備は、設計基準事故及び当該事故において、その機能を発揮することができるものであることにによる。火災により損傷を受けるおそれがある場合には、次に掲げるとおりの火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。	○ 知見考慮	△ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認証等で確認する。 ・設備に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば点検に反映する。	—	・設備ごとに設置許可審査及び設工認証等で確認する。 ・設備に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば点検に反映する。	該当なし	該当なし	該当なし
	四 前号の規定による場合においては、次に掲げるとおりの火災の発生を感知する設備及び消火設備が設けられること。	● 知見考慮	● 保安記録確認	【保安記録確認（瓦燃物持込み制限等）】 ・不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認証及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば点検に反映する。	—	【保安記録確認（瓦燃物持込み制限等）】 ・不燃性又は難燃性については、設工認証及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば点検に反映する。	該当なし	該当なし	該当なし
	五 前号の消火を行なう設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においてももたらすための機能を損なわないものであること。	▲ 知見考慮	△ 知見考慮	【保安記録確認（消防設備）】 ・設備機器の燃焼及び作動後の影響により作動点検を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な部位までの確認に代える。 【保安記録確認（磨耗物の金属製容器取扱等）】 ・必要な消防設備については、設工認証及び使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。	—	【保安記録確認（消防設備）】 ・設備機器の燃焼及び作動後の影響により作動点検を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な部位までの確認に代える。 【保安記録確認（磨耗物の金属製容器取扱等）】 ・必要な消防設備については、設工認証及び使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。	該当なし	該当なし	該当なし
	六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物による損傷を受け、試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。	▲ 知見考慮	● 保安記録確認	【定期点検（保安設備）等】 ・該当する設備がない場合は、定期点検は不要である。	—	【定期点検（保安設備）等】 ・該当する設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし	該当なし	該当なし
	七 第十一条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における液体を含む容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を漏出するおそれがある場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいするおそれがあるために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲ 知見考慮	● 保安記録確認	【保安記録確認（壁・床）等】 ・漏水防止のための壁・床の状況については、点検又は巡回の保安記録確認により行う。	—	【保安記録確認（壁・床）等】 ・漏水防止のための壁・床の状況については、点検又は巡回の保安記録確認により行う。	該当なし	該当なし	該当なし
18	八 淀水による損傷の防止	▲ 知見考慮	● 保安記録確認	【保安記録確認（屋内避難設備）等】 ・漏水防止のための壁・床の状況については、点検又は巡回の保安記録確認により行う。	—	【保安記録確認（屋内避難設備）等】 ・漏水防止のための壁・床の状況については、点検又は巡回の保安記録確認により行う。	該当なし	該当なし	該当なし
	九 全避難通路	● 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	● 保安記録確認	【保安記録確認（屋内避難設備）】 ・法定期間毎に点検の保安記録確認により行う。	—	【保安記録確認（屋内避難設備）】 ・法定期間毎に点検の保安記録確認により行う。	該当なし	該当なし	該当なし
	十 安全避難通路等	三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	● 保安記録確認	【保安記録確認（可搬型照明、懐中電灯等）】 ・常備品に係る点検の保安記録確認により行う。	—	【保安記録確認（可搬型照明、懐中電灯等）】 ・常備品に係る点検の保安記録確認により行う。	該当なし	該当なし	該当なし
	十一 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び反射材につき規定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	● 照明設備	【燃料体外観点検、炉心構成機器外観点検】 ・運転を行わないことから定期点検は不要である。	—	【燃料体外観点検、炉心構成機器外観点検】 ・運転を行わないことから定期点検は不要である。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	十二 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、重量、附加質量、その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えられるものでなければならない。	● 照明設備	【燃料体外観点検、炉心構成機器外観点検】 ・燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は炉心に入れないとから定期点検は不要である。	—	【燃料体外観点検、炉心構成機器外観点検】 ・燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は炉心に入れないとから定期点検は不要である。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
20	十三 炉心等	3 炉心の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されていないなければならない。	▲ 照明設備	【炉心構成点検】 ・有害な振動が発生しない場合は、定期点検は不要である。	—	【炉心構成点検】 ・有害な振動が発生しない場合は、定期点検は不要である。	該当なし	該当なし	該当なし

*1) 機構共通ガイド（「保安文書の策定等に関するガイド」）

技術基準		「法令技術基準」要求事項		定期事業者検査を行う場合の点検	
条	項目			(点検の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	
21	熱遮蔽材	ガイドの例*1)	自施設評価	【熱遮蔽材点検】 ・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがない場合は、定期点検は不要である。	対象設備
		第二十一条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合には、これに掲げたところにより遮蔽材が設けられていないことを防止するため、次に掲げたところにより遮蔽材が設けられないこと。 一 熱遮蔽材 それがないこと。			
		二 冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないこと。		【熱遮蔽材点検】 ・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがない場合は、定期点検は不要である。	
		第二十二条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げたところにより設置されなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料体（以下この条及び次条において「燃料体等」と総称する。）を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。		【核燃料取扱点検】 ・核燃料物質取扱設備の定期点検の保安記録確認により行う。 △ 知見考慮	
		三 燃料体等の潜熱を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。		【未臨界点検、保安記録確認（臨界管理）】 ・核燃料物質及び核燃料物質取扱設備の定期点検の保安記録確認により行う。 ● 保証記録確認	
		四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないものであること。		【核燃料取扱点検】 ・前項により燃料体等が溶融するおそれがない場合は、定期点検は不要である。	
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。		【核燃料取扱点検】 ・該当する容器がない場合は、定期点検は不要である。	
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区分においてのみ使用されるものについては、この限りでない。		【線量率点検】 ・該当する容器がない場合は、定期点検は不要である。	
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止できること。		【核燃料取扱点検】 ・核燃料物質取扱設備の定期点検の保安記録確認により行う。	
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。 ロ 前項熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。		【警報点検】 ・該設備を要しない場合は、定期点検は不要である。	
		九 第二十三条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されなければならない。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。		【未臨界点検（荷重能力確認点検）】 ・核燃料物質貯蔵設備の定期点検の保安記録確認により行う。 ● 保証記録確認	
22	核燃料物質取扱設備	△ 知見考慮	△ 知見考慮	【核燃料取扱点検】 ・核燃料物質取扱設備の定期点検の保安記録確認により行う。 ● 保証記録確認	
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区分においてのみ使用されるものについては、この限りでない。		【線量率点検】 ・該当する容器がない場合は、定期点検は不要である。	
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止できること。		【核燃料取扱点検】 ・核燃料物質取扱設備の定期点検の保安記録確認により行う。	
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。 ロ 前項熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。		【警報点検】 ・該設備を要しない場合は、定期点検は不要である。	
		九 第二十三条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されなければならない。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。		【未臨界点検（荷重能力確認点検）】 ・核燃料物質貯蔵設備の定期点検の保安記録確認により行う。 ● 保証記録確認	
23	核燃料物質貯蔵設備	△ 知見考慮	△ 知見考慮	【核燃料物質貯蔵設備】 ・燃料貯蔵庫（A） ・燃料貯蔵庫（B）	

*1 機関人通方イド（「係企文書」の策定等に関する方イド）

技術基準		「法令技術基準」要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△同時確認・知見考慮、-該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の点検】 (点検の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠		対象設備	
条	項目	ガイドの例*1)		自施設評価		【未臨界点検(貯藏能力同時に確認)】 ・核燃料物質貯蔵設備の定期点検の保安記録確認により行う。		核燃料物質貯蔵設備 ・燃料貯蔵庫(A) ・燃料貯蔵庫(B)	
	二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有すること。	●	● 保安記録確認	● 保安記録確認	● 保安記録確認	【警報点検(エリアモニタ)】 ・エリアモニタの警報機能について、点検の保安記録確認により行う。	エリアモニタ		
	三 次に掲げることにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。 ロ 前項熱を除去する機能の喪失を検知し、及び警報を発するものである。 2 使用燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるとか、次に掲げるところにより設置されなければならない。 一 使用燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	▲	-	-	-	【警報点検】 ・前項熱を除去する必要がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし		
	二 使用燃料その他高放射性の燃料体から放射線に対して適切な遮蔽能力を有すること。	▲	● 保安記録確認	● 保安記録確認	● 保安記録確認	【未臨界点検】 ・核燃料物質貯蔵設備の定期点検の保安記録確認により行う。	エリアモニタ		
	三 使用燃料その他高放射性の燃料体の前項熱を安全に除去得るものであること。	▲	-	-	-	【外観点検(遮蔽設備)、保安記録確認(継墨率)】 ・燃料貯蔵設備周辺の日常的な放射線サーベイの保安記録確認により行う。	エリアモニタ		
	四 使用燃料その他高放射性の燃料体を液体中に貯蔵する場合は、前号に掲げるとこによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。 ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	▲	-	-	-	【接燃料取扱点検】 ・前項熱を除去する必要がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし		
	三 使用燃料その他高放射性の燃料体の前項熱を安全に除去得るものであること。	▲	● 保安記録確認	● 保安記録確認	● 保安記録確認	【燃料体フル漏えい点検】 ・前項熱を除去する必要がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし		
	四 使用燃料用等原子炉施設は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	▲	-	-	-	【出力運転点検】 ・前項熱を除去する必要がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし		
24	一次冷却材	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	●	●	●	【出力運転点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし		
25	一次冷却材の排出	第二十五条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材(次条第一項第四号の設備から非放出される放射性物質を含む一次冷却材も。)を通常運転時において系統外に排出する場合において、これを安全に廃棄し得るようになってたものでなければならぬ。	●	●	●	【出力運転点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし		
	第一十六条 試験研究用等原子炉施設は、次に掲げる設備が設けられてなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合には、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の流体を循環させる設備	●	-	-	-	【出力運転点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし		
	二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器の液位を自動的に調整する設備	●	-	-	-	【出力運転点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし		
	三 密閉容器型原子炉(燃料体及び一次冷却材が容器(原子炉格納施設を除く。)内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。)にあつては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備	●	-	-	-	【出力運転点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし		

*1) 機構共通ガイド(「保全文」の策定等に関するガイド)

技術基準	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲易による、△同時確認、○△同様に知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の点検】 (点検の名称や項目は代表的なもの) その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
案	項目			
	四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値に保つ設備	ガイドの例*1)	自施設評価	
	五 試験研究用等原子炉停止時ににおける原子炉容器内の残留熱を除去する設備	-	-	【出力運転点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。
	六 試験研究用等原子炉施設の損傷又は故障その他の異常が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備	-	-	【出力運転点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。
	七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	-	-	【出力運転点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。
	2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されていなければならない。	-	-	【出力運転点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。
	3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一ヶ冷却材の漏れいを検出する装置が設けられていないなければならない。	-	-	【出力運転点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。
27 液位の保持等	第二十七条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあっては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損傷又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	-	-	【原子炉ブルル漏えい点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。
	2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に掲げるもののほか、原子炉容器内の設計水位を確保できるものでなければならない。	-	-	【原子炉ブルル漏えい点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。
	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて代替することができる。 一 热出力及び炉心における中性子束密度 二 炉周期	●	-	【警報点検、スクラム点検等(計測・監視として確認)】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。
	三 制御棒(固体の制御材をいう。以下同じ。)の位置	●	-	【警報点検、スクラム点検等(計測・監視として確認)】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。
	四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	●	-	【警報点検、スクラム点検等(計測・監視として確認)】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。
28 計表	口 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位	-	-	【警報点検、スクラム点検等(計測・監視として確認)】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。
	2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及びが策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設が能を示す事項(以下「パラメータ」という。)を、設計基準事故時に想定される環境下にお	●	-	【警報点検、スクラム点検等(計測・監視として確認)】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。

*1) 機構共通ガイド(「保全文書の策定等に関するガイド」)

技術基準		「法令技術基準」要求事項		定期事業者検査を行う場合の点検 (点検の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠		対象設備	
案	項目	いて、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できる設備が設けられていないなければならない。					
29	警報装置	第二十九条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、離操作その他の要因による、▲場合はによる、△同時確認・知見考慮、一該当なし	ガイドの例*1)	自施設評価			
30	通信連絡設備等	第三十条 工場等には、雙方向基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていないければならない。	●	● 保安記録確認	【保安記録確認】(通信連絡設備) ・通信連絡設備に係る点検の保安記録確認により行う。	通信連絡設備	
31	安全保護回路	第三十一条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられてなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能するこにより、燃料の片容設計限界を超えないようにつきるものであること。 二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常ににより多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制又は防止するための設備を運やかに動作させる場合には、当該設備の作動を運やかに、かつ、自動的に開始させることであるること。 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、單一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行つた場合において、安全保護機能を失わないよう、多量又は多様性を確保するものであること。 四 安全保護回路構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それそのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確保するものであること。 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利益な状況が生じた場合においても、試験研究用等原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持するものであること。 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、そこの安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。 八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	●	○ 同時確認	【スクラム点検】 ・安全上重要な施設に該当しない場合は、定期點検は不要である。(「多量の放射性物質」 = 「実効燃量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えるもの」) ・位置構造設備基準の解説より 常時連続運転先端開等」である。(位置構造設備基準の解説より) 【スクラム点検】 ・原子炉の運転は行わないことから定期点検は不要である。	通信連絡設備	
32	反応度制御系統及び原	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時ににおいて、燃料の許容設計限界を超えることないように反応度制御系統が設けられてなければならない。 掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 ・原子炉の運転は行わないことから定期点検は不要である。	●	○ 同時確認	【反応度点検】 ・設備ごとに設工認書査及び使用前事業者検査で確認する。 ・スクラム点検と同時に確認する。 ・作動設定値の後更手順については、保安規定に定めて実施する。	通信連絡設備	

*1) 機構共通ガイド(「保全文書の策定等に関するガイド」)

技術基準		「法令技術基準」要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△同様確認、○見考慮、-該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の点検】 (点検の名称や項目は代表的なもの) ○その他に確認等に代える場合の内容・根拠		対象設備	
条	項目								
1	子炉停止系 統	一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（構造材料その他の実験のために使用されるもの）の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。 二 制御棒を用いる場合には、次のとおりであること。 イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止すること。	ガイドの例*1)	自施設評価		・原子炉停止余裕点検（制御棒駆動）と同時に確認する。 ・反応度制御に制御棒を用いない場合は、定期点検は不要である。		該当なし	
2	試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が警けられなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものである。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。 ニ 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できること。 三 試験研究用等原子炉施設の損傷又は故障その他の異常が生じた場合にはにおいて、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低過渡能において未臨界を維持できるものであること。 四 制御棒を用いる場合には、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。	▲ 同様確認 △ 同様確認			【反応度点検】 ・反応度制御に制御棒を用いない場合は、定期点検は不要である。	該当なし			
3	制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	● 同様確認			【原子炉停止余裕点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし			
4	制御材を駆動する設備は、次に掲げところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。 二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が反応度を増加させた方向に動かないものであること。	● 同様確認 △ 同様確認			【反応度点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし			
5	制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入量（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。以下同じ。）に対して炉心底水維持バウンダリを超過せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	△ 同様確認	○ 同様確認		・設置許可審査、設工影響査及び使用前事業者検査で確認する。 ・動作原理上、反応度を増加させない構造の場合は、定期点検は不要である。	該当なし			
6	原子炉停止系は、反応度制御系と共に用いても通常運転時、運転系統を構成する設備が発生した場合においても正常運転時、運転系の異常な過渡変化時及び設計基準改修時に試験研究用等原子炉を未臨界に停止する能力を有するものである。	○ 同様確認			・設置許可審査、設工影響査及び使用前事業者検査で確認する。	該当なし			

*1) 機構共通ガイド（「保全文」件の策定等に関するガイド）

技術基準		「法令技術基準」要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△見考虚、○該当なし) ○△同時確認・知見考慮、△見考虚は ガイドの例*1)	【定期事業者検査を行う場合の点検】 (点検の名称や項目は代表的なもの) ○△他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目					
33	原子炉制御室等	界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室が設けられていないなければならない。	○ 同時確認	・許可審査、設工認査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないため、定期点検は不要である。	該当なし
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、異常操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されなければならない。	3 原子炉制御室は、從事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造でなければならない。	○ 同時確認	・許可審査、設工認査、インテロック点検等と同時に確認する。 ・原子炉の運転を行わないことから定期点検は不要である。	該当なし
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の構造又は故障その他異常が生じた場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全を確保するための措置をとるため、從事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるよう、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	5 試験研究用等原子炉施設は、火災その他の要因により原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態から試験研究用等原子炉の安全を確保するための措置をとらざるを得ない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合には、この限りでない。	○ 同時確認	・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。	該当なし
		第三十四条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)が設けられないなければならない。 一 鳥居監視区域外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する設備に取扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	● 保険記録確認	・外観点検(精道)、作動点検(逆止弁等) ・該当する設備がない場合は一旦書きに該当する場合は、定期点検は不要である。 ・腐液タンクの外観点検の保安記録確認により行う。	腐液タンク
34	廃棄物処理設備	四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において气体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	五 气体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に逆流する場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	● 保険記録確認 ○ 同時確認 ● 知見考慮	・【保安記録確認(排気ダクト等)】 ・廃食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡回によつて行う。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期点検は点検又は巡回の保安記録により行う。 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第1号に係る点検前条件確認(フィルタ交換)と同時に行う。	・管理区域(A)系統 ・管理区域(B)系統 ・液体廃棄物施設 ・腐液タンク ・排気ダクト ・管理区域(A)系統 ・管理区域(B)系統 ・管理区域(A)系統 ・管理区域(B)系統

*1) 機構共通ガイド(「保全文書の策定等に関するガイド」)

技術基準 項目 案	「法令技術基準」要求事項 ガイドの例*1 ガイド	(●必要、▲場合による、△同時確認・知見考慮、一該当なし)	定期事業者検査の要否 【定期事業者検査を行う場合の点検】 (点検の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠		対象設備
			自施設評価		
	六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	● 保安記録確認	【保安記録確認（放射性廃棄物移送記録）】 ・廃食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によつて行う。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期点検は点検又は巡視の保安記録確認により行う。	DPタンクヤード	
	七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。	● — 知見考慮	【廃棄物処理施設において外観点検（廃棄設備）、保安記録確認（貯圧）】 ・各原子炉施設に当該設備はなく、廃棄物処理施設に引き渡して処理する。	DPタンクヤード	該当なし
	2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが極大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。 二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、かつ、液体状の放射性廃棄物の漏えいの抵擋を防止するための堰が設けられていること。 三 施設外へ通じる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲ — 知見考慮	【保安記録確認（外観）】 ・漏えい抵擋装置のための床・壁の状況については、点検又は巡視の保安記録確認により行う。 ・該当する設備がない場合は、定期点検は不要である。	DPタンクヤード	
	第三十五条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。 二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。	● 保安記録確認 ● 知見考慮	【保安記録確認（保管廃棄物管理）】 ・廃棄物の保管容量の管理。 ・保管廃棄施設の定期点検の保安記録確認により行う。	廃棄物保管庫 保管廃棄施設	
	三 前掲燃及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学生産の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	— — —	【保安記録確認（構造）】 ・漏えい防止のための構造については、点検又は巡視の保安記録確認により行う。	原子炉建屋	
35 保管廃棄設備	2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されなければならない。 3 前条第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	● 保安記録確認 ● 知見考慮	【保安記録確認（床・壁・堰）】 ・漏えい抵擋装置のための床・壁・堰の状況については、点検又は巡視の保安記録確認により行う。 【保安記録確認（区画状況）】 ・漏えい抵擋装置のための区画状況については、点検又は巡視の保安記録確認により行う。	保管廃棄施設	
	第三十六条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合にはにおいて、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	● 保安記録確認	【情報点検（排気モニタ）】 ・排気モニタの機能について、点検の記録確認により行う。	排気口 (A) 用αダストモニタ 排気口 (A) 用β (γ) ダストモニタ 排気口 (A) 用ガスマニタ 排気口 (B) 用ダストモニタ	

*1) 機構共通ガイド（「保守文件の策定等に関するガイド」）

技術基準		「法令技術基準」要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○同時確認、△見考慮、×該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の点検】 (点検の名称や項目は代表的なもの) ○他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目					
	二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	ガイドの例#1	自施設評価	○	【保安記録確認】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施する。	
	三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度		保安記録確認	●	【警報点検（エリアモニタ、ダストモニタ）】 ・エリアモニタ、ダストモニタの警報機能について、点検の記録確認により行う。	DPタンク液体廃棄物排出票
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられてなければならない。 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものでないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼさない場合には、この限りでない。 二 評計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさない場合には、この限りでない。	保安記録確認	●	【格納施設（炉室）漏えい率点検】 ・安全上重要な施設に該当しない場合は、定期点検は不要である。（「放射線障害を及ぼさずおそれがない」と「著しい放射線障害ばくのリスクを与えない」位置構造設備基準の解説より）	ガスマシンエリアモニタ ダストモニタ
38	保安電源設備	第三十八条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合、施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために非常用電源設備が設けられていること。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合には、この限りでない。 2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	保安記録確認	●	【非常用電源点検】 ・但し書きに該当する場合は、定期点検は不要である。 ・蓄電池及び無停電電源装置の定期点検の保安記録確認により行う。	蓄電池、無停電電源装置
39	実験設備等	3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に動作に必要な容量を有する蓄電池その他に非常用電源設備が設けられてなければならない。 第三十九条 試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備に設置される実験設備（試験研究用等原子炉を用いる設備をいう。）及び利用設備（試験研究用等原子炉を利用して分析、放射性同位元素の製造、医療その他行為を行うための設備をいう。）（以下「実験設備」と総称する。）は、次に掲げるもとのでなければならない。 一 実験設備の損傷、異常が発生しても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないこと。 二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないこと。	保安記録確認	●	【インターロック点検、スクラム点検等（実験設備）】 ・設置點検、設工監査及び使用前審査で確認する。 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。	蓄電池、無停電電源装置
	三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないこと。	▲	○	【保安記録確認（実験計画）】 ・実験物の反応度効果については、保安規定に基づき、作業前に評価し、基準値以内であることを確認してから実験する。	該当なし	
	四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できること。	△	△	【警報点検、必要い】とは、「放射線業務従事者に過度の放射線被ばくをもたらす漏えい」と解される。（位置構造設備基準の解説より）	該当なし	
	五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	○	○	【警報点検】 ・該当設備がない場合は、定期点検は不要である。 ・第29条（通信連絡設備）に係る点検と同時に確認する。	該当なし	
			第29条	—		

*1) 機構共通ガイド（「保全文書の策定等に関するガイド」）

技術基準	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△同時確認・知見考慮、-該当なし)		定期事業者検査を行う場合の点検 (点検の名称や項目は代表的なもの) Xは その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
		ガイドの例 ¹⁾	自施設評価		
条 40	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第四十条 中出力炉、高出力炉の試験研究用等原子炉施設は発生頻度が設計基準事故よりも低い事故であって、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれのあるものが発生した場合において、事故の拡大を防止する必要な措置が講じられたものでなければならない。	-	-	【保安記録確認等（DDBA対策）】 ・安全上重要な施設に該当しない場合は、定期点検は不要である。（「多量の放射性物質又は放射線」＝「事故様量の警戒値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えるもの」、位置簡易設置基準の解説より） 該当なし

*1) 機器共通ガイド（「保全文件の策定等に関するガイド」）